

令和7年度(2025年度) 就学援助制度の受付をおこないます！！

保護者のみなさまへ

就学援助制度は、小学校・中学校に通っていて、経済的な理由で援助を希望する方に対し、学校の諸費用における学用品費・修学旅行費などの費用の一部と、小学校給食費については実費相当分を援助することで、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。申請の際は、下記の注意事項、申請書の受付期間をよくご確認ください。

1. 申請期間・結果の通知時期

当初申請 令和7年4月8日（火）～5月15日（木）午後5時30分

随時申請（支給額は申請時期により月割り） 5月16日（金）～令和8年1月30日（金）午後5時30分

- 就学援助の支給を希望する方は、年度が変わるごとに 毎年度申請が必要 です。
（新入学準備費の入学前支給を受けた新小学1年生の方も、支給を希望する場合は再度申請が必要です。）
- 申請の提出が必要なのは、原則1家庭につき1枚です。（小学校・中学校で別々に申請する必要はありません。）

審査結果通知時期 … 令和7年7月末（予定） ※5月16日以降の申請分は8月以降に随時通知

2. 認定時の支給先について

① 保護者銀行口座へ振込 ② 学校を通じて支給（市立校のみ） どちらかを選択してください。

（学校諸費に未納が生じた際は、申請時に保護者口座を選択していても、学校を通じて支給に変更する場合があります。）

【小学校給食費について】 昨年度就学援助が認定であった方も、今年度の審査結果が出るまでは徴収がおこなわれます。
認定後は徴収がなくなり、納付済みの給食費については学校給食課より別途返金されます。

3. 申請方法 【A オンライン申請】 【B 窓口申請】 のどちらかの方法で申請をしてください。

保護者銀行口座へ振込希望の方は、【口座番号・名義のわかる書類（通帳・キャッシュカード等）】が必要です。

【A オンライン申請】 WEB上のフォームから申請	右の二次元コードを読み取り、申請フォームに進んで必要事項を入力してください。 【URL】 https://logoform.jp/f/plq7Y 4月8日（火）9時より受付開始 申請には受信可能なメールアドレスと、通帳等の画像データが必要です。 <u>送信完了メールの送付をもって受付とします。必ず受取を確認してください。</u>	
【B 窓口申請】 右の窓口で配布している 紙の申請書を提出し申請	● 富田林市役所 4階 「30」番窓口 教育指導室 ● 金剛連絡所 ● お子さまが通っている富田林市立小学校または富田林市立中学校 ※	申請時は窓口に通帳もしくは キャッシュカード等を持参してください

※府立中学校生も就学援助制度の支給対象に含まれます。市役所窓口もしくはオンラインで申請してください。

4. 所得審査について

同居している方全員 の 令和6年1月～12月の総所得金額の合計 が認定基準額以下の方が認定になります。
同住所別世帯に住民票のある方、単身赴任中などで住民票が別住所の父母も所得審査の対象に含みます。

総所得金額について（給与所得者の場合） $\left(\begin{array}{l} \text{令和6年分源泉徴収票「支払金額」右横「給与所得控除後の金額」をご確認ください。} \\ \text{参考例（目安）「支払金額」2,880,000円} \rightarrow \text{「給与所得控除後の金額」1,936,000円} \end{array} \right)$

◆認定基準額目安表（令和6年度実績） 基準額は同居者の人数・年齢から申請家庭ごとに算出されます。

※人数は児童生徒含む同居者人数	2人家庭	3人家庭	4人家庭	5人家庭	6人家庭
認定基準額（目安）	約194万円	約240万円	約269万円	約292万円	約336万円

- ・表はあくまで目安です。総所得金額合計が表の基準額を上回る場合でも、審査を希望する方は申請してください。
- ・所得情報が確認できない場合、審査は保留となります。収入がなかった場合も、申告はすませておいてください。

5. 支給予定時期と学用品費等支給額 実際の支給額とは異なる場合があります。表の下※印をご参照ください。

学用品費等	支給予定時期	支給対象期間	小学1年	小学2年～6年	中学1年	中学2年・3年
前期	8月末日	4月～7月分	3,878	4,636	7,578	8,336
中期	12月中旬	8月～11月分	3,876	4,632	7,576	8,332
後期	3月中旬	12月～3月分	3,876	4,632	7,576	8,332
年間合計（前期～後期合計）			11,630	13,900	22,730	25,000

※前期・中期・後期の年3回に分けて支給します。なお、年度途中に認定となった場合は月割りで支給します。

※上記表の学用品費等を含め、以下の6の項目が援助対象です。新入学にかかる費用(★)の支給は小学校入学、中学校入学に際しておひとりにつき各1回ずつです。ただし、金額改訂で差額が生じた際は追加で支給します。

6. 就学援助の対象となるもの

費目	内容	支給予定時期	備考	
○ 学用品費等	学習に必要な学用品など	前・中・後期	上記 5	学用品費等の表をご参照ください。
○ 給食費	実費分（全額） 小学校のみ	－	小学校給食のみ（認定が下りるまでは徴収あり）	
○ 新入学児童 生徒学用品費	新入学にかかる学用品費（★） [小学１年・中学１年]	前 期	対象：当初申請期間に申請し、 <u>入学前に新入学準備費の前倒し支給を受けていない方</u> 小学１年 57,060 円 中学１年 63,000 円	
○ 新入学準備費	来年度の中学校入学にかかる学用品費（★）[小学６年]	後 期	対象：令和８年４月に公立中学校に進学する方（現在小学６年）で、 <u>令和７年度就援申請時に早期支給を希望した方</u> 63,000 円	
○ 遠足費	遠足にかかる費用の一部	後 期	小学生 中学生	実費支給（上限 1,600 円） 実費支給（上限 2,310 円）
○ 臨海林間 旅行費	臨海・林間旅行にかかる費用の一部	後 期	小学５年 中学１・２年	実費支給（上限 3,690 円） 実費支給（上限 6,210 円）
● 修学旅行費	修学旅行にかかる費用の一部（欠席の場合は支給対象外）	<u>行事実施後</u>	小学６年 中学３年	実費支給（上限 22,690 円） 実費支給（上限 60,910 円）
● 医療費	学校保健安全法に定められた病気を治癒する為の費用	※対象病名（むし歯（保険診療の対象となる治療）、中耳炎、結膜炎（アレルギー性を含まない）、慢性副鼻腔炎、トラコーマ、アデノイド、 寄生虫病、はくせん、かいせん、のうかしん）		
		※ <u>治療を受ける前に</u> 医療券を発行依頼してください。発行にはマイナンバーが必要です。		
● フリースクール利用料補助（令和６年度開始）	出席認定対象となっているフリースクールに通う就学援助認定者に、利用料の一部を補助します。補助を希望する方は、教育指導室までお問い合わせください。			
注	生活保護を受給している場合は、●印のみ支給対象となります。			

令和7年度(2025年度)現在、小学6年生の児童の保護者さまのみご確認ください

中学校入学前に新入学準備費の支給を希望する方は、申請書一番下の項目に ✓ を忘れずに！

※オンライン申請は、「富田林市内の公立中学校に入学予定ですか。」の設問に「はい」と回答のあった方を支給対象とします。
支給対象とならない場合 ① 私立中学校に入学する方 ② 中学校入学までに富田林市外に転出予定の方

- ◆ 令和7年1月2日以降に市外から転入してきた方、単身赴任中などで父母の住民票が市外にある方
富田林市では所得情報の確認ができないため、就学援助の審査確定には、申請後に令和7年度所得証明書（令和7年6月以降に取得可能）を教育指導室に提出するか、以前の住所地へのマイナンバー連携による所得照会に同意していただく必要があります。くわしくは申請後に教育指導室よりご案内します。

【問い合わせ先】

富田林市教育委員会 教育指導室 0721-25-1000（内線364）

申請後に住民票の異動・世帯状況の変更があった場合はご連絡ください